

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令の概要

令和元年 6 月
消費者庁総務課

趣 旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部改正）に伴い、消費者庁所管の府令について、所要の措置（ハネ改正）を講ずるもの。

概 要

以下の府令中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- ・ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）
- ・ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（昭和六十一年農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）
- ・ 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十七号）
- ・ 日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）
- ・ 消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十六号）
- ・ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）
- ・ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）
- ・ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）

施行期日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行することとする。

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項
等を定める命令の一部を改正する命令の概要

令和元年6月
消費者庁食品表示企画課

趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行（工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正）に伴い、所要の措置を講ずるもの。

概要

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成27年内閣府・財務省令第1号）別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

施行期日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行することとする。

特定商取引に関する法律施行規則及び家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令の概要

令和元年 6 月
消費者庁総務課

趣 旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部改正）に伴い、所要の措置（ハネ改正）を講ずるもの。

概 要

以下の内閣府・経済産業省令中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- ・特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）
- ・家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令（平成二十一年内閣府・経済産業省令第三号）

施行期日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行することとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（案）の概要

令和元年6月
消費者庁取引対策課

趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行（工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正）に伴い、所要の措置を講ずるもの。

概要

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成11年総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第2号）別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

施行期日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行することとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係告示の整理に関する告示の概要

令和元年6月
消費者庁表示対策課

趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行（工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正）に伴い、消費者庁所管の告示について、所要の措置（ハネ改正）を講ずるもの。

概要

以下の告示中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- ・繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）
- ・合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）
- ・電気機械器具品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第六号）
- ・雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）

施行期日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行することとする。